

外国語活動

新設の趣旨及び目標・内容等

1 新設の趣旨

中央教育審議会から次のように答申されたことを踏まえ、新設された。

- (1) 社会や経済のグローバル化が急速に進展し、異なる文化の共存や持続可能な発展に向けて国際協力が求められるとともに、人材育成面での国際競争も加速していることから、学校教育において外国語教育を充実することが重要な課題の一つとなっている。
- (2) 我が国においては、外国語教育は中学校から始まることとされており、現在、中学校においてあいさつ、自己紹介などの初歩的な外国語に初めて接することとなる。しかし、こうした活動はむしろ小学校段階での活動になじむものと考えられる。また、中学校外国語科では、指導において聞くこと及び話すことの言語活動に重点を置くこととされているが、同時に、読むこと、書くことも取り扱うことから、中学校に入学した段階で4技能を一度に取り扱う点に指導の厳しさがあるとの指摘もある。こうした課題を踏まえれば、小学校段階で外国語に触れたり体験したりする機会を提供することにより、中・高等学校においてコミュニケーション能力を育成するための素地をつくることが重要と考えられる。
- (3) 小学校段階における英語活動については、現在でも多くの小学校で総合的な学習の時間等において取り組まれているが、各学校における取組には相当のばらつきがある。このため、外国語活動を義務教育として小学校で行う場合には、教育の機会均等の確保や中学校との円滑な接続等の観点から、国として各学校において共通に指導する内容を示すことが必要である。この場合、目標や内容を各学校で定める総合的な学習の時間とは趣旨・性格が異なることとなる。また、小学校における外国語活動の目標や内容を踏まえれば一定のまとまりをもって活動を行うことが適当であるが、教科のような数値による評価にはなじまないものと考えられる。これらのことから、総合的な学習の時間とは別に高学年において一定の授業時数（年間35単位時間、週1コマ相当）を確保する一方、教科とは位置付けないことが適当と考えられる。

2 目標及び内容等

(1) 教育課程上の位置付け

- ・外国語活動として第5学年及び第6学年において、それぞれ年間35単位時間の授業時数を確保した。
- ・英語を取り扱うことを原則とした。

(2) 目標

外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養う。

- ・目標をコミュニケーション能力の素地を養うこととし、中学校との連携を図った。
- ・外国語を用いて、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成に重点を置いた。
- ・外国語活動の目標については、学年ごとに示すのではなく、より弾力的な指導ができるよう2学年間を通した目標とした。

(3) 内容

1 主としてコミュニケーションに関する事項

- (1) 外国語を用いてコミュニケーションを図る楽しさを体験すること。
- (2) 積極的に外国語を聞いたり、話したりすること。
- (3) 言語を用いてコミュニケーションを図ることの大切さを知ること。

2 主として言語と文化に関する事項

- (1) 外国語の音声やリズムなどに慣れ親しむとともに、日本語との違いを知り、言葉の面白さや豊かさに気付くこと。
- (2) 日本と外国との生活、習慣、行事などの違いを知り、多様なものの見方や考え方があることに気付くこと。
- (3) 異なる文化をもつ人々との交流等を経験し、文化等に対する理解を深めること。

- ・ 2 学年間を通じて達成される内容を示した。
- ・ 外国語を用いて積極的にコミュニケーションを図るための内容と、日本と外国の言語や文化について、体験的に理解を深めるための内容との二つとした。
- ・ 「外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませ」ることは、日本と外国の言語や文化について、体験的に理解を深めさせる内容の中を含めた。

(4) 言語活動の充実

- ・ 「外国語を用いた体験的な活動を通して、コミュニケーション能力の素地を養う外国語活動の実施」を目指し、以下の2点を大切にする。
 語彙や表現を覚え込ませるのではなく、コミュニケーションを重視する。
 ネイティブ・スピーカーだけに任せるのではなく、学級担任が中心となって指導する。

3 具体的な事項 (別紙)

移行措置

1 移行期間中の特例

改正省令附則第2項の規程により外国語活動を加えて教育課程を編成する場合における外語活動の指導に当たっては、改正省令附則第3項の規程により各学校が定める授業時数に応じて、新小学校学指導要領第4章の規程の全部又は一部によるものとする。

2 移行措置の解説

(1) 移行措置の内容

・ 外国語活動については、移行期間中から教育課程に加えることができることとしたこと。

(2) 学習指導上の留意事項

・ 外国語活動については、各学校の状況に応じて計画的に準備を進め、平成23年度からの実施に円滑に移行できるようにすること。

3 移行期間中の指導計画

(1) 指導計画の作成

あくまでも音声を大切に、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成に重点を置いた指導計画の作成に当たることを基本とし、児童や地域の実態に応じて、学年ごとの目標を適切に定め、2 学年間を通して外国語活動の目標の実現を図るようにする。

第2の内容のうち、主として言語や文化に関する事項の指導については、主としてコミュニケーションに関する事項の内容との関連を図るようにし、体験的な学習を大切にする。

指導内容については、児童が進んでコミュニケーションを図りたいと思うような、興味・関心のある題材を扱うとともに、身近で自然な場面をもとに、楽しく夢中になってコミュニケーションできる体験的な活動を設定する。

音声や表現方法、言語材料については繰り返し触れ、段階的かつ自然に慣れ親しむことができるよう、単元及び一単位時間の学習過程を工夫する。

指導計画の作成や授業の実施については、学級担任の教師が中心となりながら、外国語活動を担当する教師との協力を大切にする。また授業の実施に当たっては、ネイティブ・スピーカーの活用に努めたり、外国語の堪能な地域の人々の協力を得たりするなど工夫する。

外国語活動担当者がコーディネーター的役割を果たすなど全校による指導体制を整えるとともに、担任が中心となって指導できるよう英語や指導法についての校内研修を充実させる。

中学校との円滑な接続を視野に入れ、指導計画を作成する。

(2) 授業時数

第5 学年及び第6 学年においては、総合的な学習の時間の授業時数を、学年ごとに35 単位時間まで外国語活動に充てることができることを踏まえ、以下の時数をめどとしながら、平成23年度の完全実施へ円滑に移行できるよう、各学校において適切に授業時数を設定する。

| | 第5 学年 | 第6 学年 |
|--------------|-------|-------|
| 平成21年度 | 15～35 | 15～35 |
| 平成22年度 | 25～35 | 25～35 |
| 平成23年度(完全実施) | 35 | 35 |

| 新設の要点 | 補足点 ・ 強調点 |
|--|--|
| <p>新学習指導要領の趣旨及び新設事項</p> <p>1 新設の趣旨</p> <p>(1) 社会や経済のグローバル化に伴い、学校教育における外国語教育の充実が重要な課題である。</p> <p>(2) 小学校段階で、外国語に触れたり体験したりする機会を提供することにより、中・高等学校においてコミュニケーション能力を育成するための素地をつくることが重要である。</p> <p>(3) 外国語活動を義務教育として小学校で行う場合、総合的な学習の時間とは別に高学年において一定の授業時数(年間35単位時間、週1コマ相当)を確保し、教科とは位置付けない。</p> | <p>・小学校段階にふさわしい国際理解やコミュニケーションなどの活動を通じて、コミュニケーションへの積極的な態度を育成するとともに、言葉への自覚を促し、幅広い言語の能力や国際感覚の基礎を培うことを目的とする外国語活動の新設について、中央教育審議会から答申されたことを踏まえている。</p> <p>・多くの小学校で総合的な学習の時間などにおいて英語活動が実施されているが、指導時数や指導内容等において相当のばらつきがあるため、機会均等の確保や中学校との円滑な接続等の観点から共通の指導内容を示すこととなった。(共通教材としての英語ノート1・2を高学年に配布)</p> <p>・教科のような数値による評価にはなじまない。</p> |
| <p>目標及び内容</p> <p>1 新設の主な特徴</p> <p>(1) <u>コミュニケーション能力の素地を養うこと</u>を目的として中学校との連携を図る。</p> <p>(2) <u>積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度</u>の育成を図る。</p> <p>(3) 弾力的な指導ができるように2学年間を通した目標設定をする。</p> <p>(4) <u>総合的な学習の時間とは趣旨や性格が異なること</u>から、その時間とは別に高学年において一定の授業時数を確保する。</p> <p>2 具体的な内容 教育課程上の位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国語活動として、第5学年及び第6学年において、それぞれ年間35単位時間の授業時数を確保 ・<u>英語を取り扱うこと</u>を原則 | <p>・「コミュニケーション能力の素地」とは、目標の3点を示す。これらは、中・高等学校の外国語科で示すコミュニケーション能力を支えるものであり、中学校の外国語科への円滑な移行を図ることを大切にする。</p> <p>・小学校では「コミュニケーション能力の素地」づくりを目指し、それを踏まえて中学校では「コミュニケーション能力の基礎」づくりを目指す。</p> <p>・総合的な学習の時間とは別に「外国語活動」を教育課程上新たに設定し、学習指導要領に示された目標や内容の実現に向けて指導を行う。</p> <p>・外国語活動の目標は三つの柱から成り立っており、これらを踏まえた活動を統合的に体験することで、中・高等学校における外国語科の学習につながるコミュニケーション能力の素地を養う。</p> <p>・特に、英語のスキルの習得のみを目標とした授業にはならないように注意しながら、目標に示された3つの柱を統合的にバランスよく指導することを重視する。</p> <p>・(1)(2)(3)すべて「外国語を通じて」という特有の方法によって行い、目標の実現を図る。</p> |
| <p>1 目標</p> <p>(1) <u>外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深める。</u></p> <p>(2) <u>外国語を通じて、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図る。</u></p> <p>(3) <u>外国語を通じて、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませる。</u></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><u>コミュニケーション能力の素地を養う。</u></p> | <p>・知識のみにより理解を深めるのではなく、体験を通して言語や文化について理解を深める。言葉の大切さや豊かさ等に気付かせたり、言語に対する興味・関心を高めたり、これらを尊重する態度を身に付けさせたりする。</p> <p>・外国語を注意深く聞いて相手の思いを理解しようしたり、他者に対して自分の思いを伝えることの難しさや大切さを実感したりしながら、積極的に自分の思いを伝えようとする態度の育成を目指す。</p> <p>・中学校段階の文法等の外国語教育の単なる前倒しではなく、体験的に「聞くこと」「話すこと」を通して、音声や表現に慣れ親しむことを大切にする。スキル向上のみを目標としない。</p> <p>・コミュニケーション能力の素地とは、「言語や文化に対する体験的な理解」「積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度」「外国語の音声や基本的な表現への慣れ親しみ」を指す。</p> |

2 内容

1 外国語を用いて積極的にコミュニケーションを図ることができるよう、次の事項について指導する。

(1) 外国語を用いてコミュニケーションを図る楽しさを体験すること。

(2) 積極的に外国語を聞いたり、話したりすること。

(3) 言語を用いてコミュニケーションを図ることの大切さを知ること。

2 日本と外国の言語や文化について、体験的に理解を深めることができるよう、次の事項について指導する。

(1) 外国語の音声やリズムなどに慣れ親しむとともに、日本語との違いを知り、言葉の面白さや豊かさに気付くこと。

(2) 日本と外国との生活、習慣、行事などの違いを知り、多様なものの見方や考え方があることに気付くこと。

(3) 異なる文化をもつ人々との交流等を体験し、文化等に対する理解を深めること。

指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 英語を取り扱うことを原則とすること。

・2学年間を通じて達成される内容として示された。文末が「～できる」となっていないことに留意する。

・3項目から成り立つ目標に対して内容は二本柱となっている。外国語活動の目標を実現するためには、内容面では「言語や文化の理解」「積極的な態度の育成」とし、これらを外国語を通して行うことで、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむことが大切である。

・使える外国語を駆使し、さまざまな相手と互いの思いを伝え合い、コミュニケーションを図ることの楽しさを実際に体験することを大切にする。

・中学校外国語科におけるあいさつ、自己紹介などの活動は小学校段階でなじむものと考えられる。
・外国語を初めて学習することを踏まえて、過度の負担をかけないために、「外国語を聞いたり、話したりすること」を主な活動内容に設定した。

・表現力や理解力に乏しいとされる児童に、普段使い慣れていない外国語を使用したコミュニケーションの体験を通して、言語を用いてコミュニケーションを図ることの難しさや大切さを実感させる。

・音声面では児童の柔軟な適応力を十分生かす。

例1：日本語 ミルク (mi-ru-ku) 3音節
英語 (milk) 1音節

英語の歌やチャンツを通してリズムやイントネーションを体感して、日本語と英語の音声面の違いに気付く。

例2：brother の/r/や/th/の音に触れたり、意味においても日本語との違いを知ることができる。

・日本語は、相手によって敬語等の表現方法を使い分けたり、人称が同じでも言い方が違うなどの特徴があり、英語では、場面に応じて使う特有の表現があるなどの特徴や面白さへの気付きを大切にする。

・パターン・プラクティス(表現習得のために繰り返し行う口頭練習)やダイアログ(対話)の暗唱など、「聞くこと」「話すこと」などのスキル向上のみを目標とした指導は行わない。

・外国の文化のみならず自国の文化を含めた様々な国や地域の生活、習慣、行事などを積極的に扱うことが期待される。(食生活・遊び・地域の行事など)これらは知識だけでなく体験的な活動を通して、それらの違いや多様なものの見方や考え方があること等について具体的に気付かせる。

・外国の文化(例：クリスマス等)については知っているも、自国の文化(例：茶道、華道等)について知らないという状況もみられる。

・ネイティブ・スピーカーや地域に住む外国人などの人々との交流を通して体験的に文化などの理解を深めることも必要である。

・英語が世界で広くコミュニケーションの手段として用いられている実態があり、中学校での外国語科は英語を履修することが原則となっているが、英語のみが優れた言語という意識をもたないように留意する。英語を原則としつつも、英語以外のさまざまな外国語に触れたり、英語圏以外の文化について理解を深めたりするよう工夫を行うことは大切である。

(2) 各学校においては、児童や地域の実態に応じて、学年ごとの目標を適切に定め、2学年間を通して外国語活動の目標の実現を図るようにすること。

・総合的な学習の時間内での取組などを生かすとともに、児童の実態や地域の実情に応じて、学習指導要領の3つの目標の趣旨を踏まえて各学校が主体的に学年ごとに目標を定めることとする。

(3) 主として言語や文化に関する内容の指導については、主としてコミュニケーションに関する内容と関連を図るようにすること。その際、言語や文化については体験的な理解を図ることとし、指導内容が必要以上に細部にわたったり、形式的になつたりしないようにすること。

・音声の違い、漢字とアルファベット、さまざまな地域で話される英語を扱った活動を通して言葉の表し方の違いや言葉の多様性、面白さや豊かさ気付かせる。

・単数を複数形にしたり、冠詞などを強調したり、知識で理解させたり、暗記させたりすることで、児童の自己表現したいという気持ちやコミュニケーションを図ることへの興味を失わせることのないよう留意する。

(4) 指導内容や活動については、児童の興味・関心にあったものとし、国語科、音楽科、図画工作科などの他教科等で児童が学習したことを活用するなどの工夫により、指導の効果を高めるようにすること。

・児童が進んでコミュニケーションを図りたいと思うような興味・関心のある題材を取り上げたり、身近で自然な場面を設定したりする。

・児童が興味・関心を示す題材を取り扱い、児童がやってみたいと思うような活動を通して、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。さらに他教科で得た知識や体験などを生かして活動することで知的好奇心を刺激することにもつながる。

(5) 指導計画の作成や授業の実施については、学級担任の教師又は外国語活動を担当する教師が行うこととし、授業の実施に当たっては、ネイティブ・スピーカーの活用に努めるとともに、地域の実態に応じて、外国語に堪能な地域の人々の協力を得るなど、指導体制を充実すること。

・児童の興味・関心のある題材や活動を設定するためには、児童理解が大前提となる。初めて出会う外国語への不安を取り除き、新しいものへ挑戦する気持ちや失敗を恐れない雰囲気を作り出すためには、豊かな児童理解に基づいた高まり合う学習集団づくりが求められる。このことを踏まえ、時には英語学習者のモデルとなりながら、児童と一緒に活動を進めていく学級担任の存在が非常に重要である。

・ネイティブ・スピーカーや地域に住む外国人などの人々との交流を通して体験的に文化などの理解を深めることも必要である。(地域人材の効果的活用)

(6) 音声を取り扱う場合には、CD、DVDなどの視聴覚教材を積極的に活用すること。その際、使用する視聴覚教材は、児童、学校及び地域の実態を考慮して適切なものとする。

・日本語やカタカナへの置き換え、機械的な繰り返しではなく、さりげなくALTの英語に触れさせたり、英語の音声への気付きを促したりする。

・ネイティブ・スピーカーなどの人々の協力を得にくい場合は、CDやDVDなどの視聴覚教材の積極的な活用も有効。(ただDVDを見るだけで終わってしまわないように。)過度に文字を習得させたり、過度に対話文を暗記させて演じたりすることを目的としたものはそぐわない。

(7) 道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、外国語活動の特質に応じて適切な指導をすること。

・外国語を通して、言語や文化について体験的に理解を深めることは、自国や他国の文化への理解が深まり、日本人としての自覚をもって世界の人々との親善に努めることにつながるものである。

・外国語を用いてコミュニケーションを図ることの体験を通して、相手の思いを理解しようとしたり、自分の思いを伝えようとしたりする態度の育成は、自他共に尊重し協力し合う態度として道徳教育につながるものである。

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 2学年間を通じ指導に当たっては、次のような点に配慮するものとする。

ア 外国語でのコミュニケーションを体験させる際には、児童の発達の段階を考慮した表現を用い、児童

・外国語でのコミュニケーションを体験させることが大切であり、発達の段階を考慮し、抽象的でイメージ化できないものは避けるなど、児童に対して過度の負担を強いることのないよう配慮したい。

にとって身近なコミュニケーションの場面を設定すること。

イ 外国語でのコミュニケーションを体験させる際には、音声面を中心とし、アルファベットなどの文字や単語の取扱いについては、児童の学習負担に配慮しつつ、音声によるコミュニケーションを補助するものとして用いること。

ウ 言葉によらないコミュニケーションの手段もコミュニケーションを支えるものであることを踏まえ、ジェスチャーなどを取り上げ、その役割を理解させるようにすること。

エ 外国語活動を通して、外国語や外国の文化のみならず、国語や我が国の文化についても併せて理解を深めさせることができるようにすること。

オ 外国語でコミュニケーションを体験させるに当たり、主として右に示すようなコミュニケーションの場面やコミュニケーションの働きを取り上げるようにすること。

(2) 児童の学習段階を考慮して各学年の指導に当たっては、次のような点に配慮するものとする。

ア 第5学年における活動

外国語を初めて学習することに配慮し、児童に身近で基本的な表現を使いながら、外国語に慣れ親しむ活動や児童の日常生活や学校生活にかかわる活動を中心に、友達とのかかわりを大切にしたい体験的なコミュニケーション活動を行うようにすること。

イ 第6学年における活動

第5学年の学習を基礎として、友達とのかかわりを大切にしながら、児童の日常生活や学校生活に加え、国際理解にかかわる交流等を含んだ体験的なコミュニケーション活動を行うようにすること。

移行期間中の留意事項

・外国語活動については、各学校の状況に応じて計画的に準備を進め、平成23年度からの実施に円滑に移行できるようにすること。

・日本語とは違った外国語の音声やリズムなどに十分に慣れさせ、聞き慣れた表現から話させる。歌やチャンツなど、柔軟や適応力を生かした活動を位置付ける。
・発音と綴りとの関係は、中学校学習指導要領により中学校段階で扱うものとされ小学校段階では扱わない。

・アルファベットの文字指導は、外国語の音声に慣れ親しんだ段階で開始するように配慮し、活字体の大文字、小文字に触れる段階に留める。文字を正しく書く指導は小学校段階としては不適切。

・ジェスチャー（言葉によらないコミュニケーション）や表情を手がかりにすることで相手の思いや意図を理解したり、より正確に自分の思いを伝えたりすることができることに気付かせる。

・日本のお辞儀の習慣やひらがな、カタカナ、漢字など共通点や相違点に気付かせることもできる。知識の伝達にならないように留意する。

・コミュニケーションの場面の設定や、働きを意識した指導を行う際の手がかりとする。

・コミュニケーションの場面の例

コミュニケーションが行われる場面のこと
中学校では「言語の使用場面」として例示
(ア)特有の表現がよく使われる場面
・あいさつ・自己紹介・買物・食事・道案内 など
(イ)児童の身近な暮らしにかかわる場面
・家庭での生活・学校での学習や活動・地域の行事
・子どもの遊び など

・コミュニケーションの働きの例

コミュニケーションを図ることで達成できること
中学校では「言語の働き」として例示
(ア)相手との関係を円滑にする (イ)気持ちを伝える
(ウ)事実を伝える (エ)考えや意図を伝える
(オ)相手の行動を促す

・一語一語分析しないで表現として扱う。

・第5学年では、友達や家族、地域、社会とのつながりに焦点を当てた活動（例えば、「あいさつ」「自己紹介」「買い物」「学校生活」など）を行う。その際、外国語を初めて学習することに配慮しつつ、児童にとって過度の負担にならないように指導し、発達の段階を考慮しながら、活動が単調にならないように留意する。

・第6学年では、第5学年での経験をもとに、友達とのかかわりを大切にしながら、世界へのつながりや広がりに関する活動へ発展させていくことをねらいとする。（例えば、「世界のさまざまなあいさつ」「世界の文字」など）外国語を用いた交流活動などの体験的なコミュニケーションを深め、外国人とコミュニケーションを図る楽しさを体得することができることともに、中学校外国語科に向けてのコミュニケーション能力の素地をつくることが可能となる。

・総合的な学習の時間の授業時数を学年ごとに35単位時間まで外国語活動に充てることができることを踏まえ、平成23年度の完全実施へ円滑に移行できるように各学校において適切に授業時数を設定する。